

厚生労働省では、**女性社員の活躍推進に取り組む中小企業**を応援しています。

**中小企業事業主**が女性社員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、課題解決に相応しい**取組目標**及び**数値目標**を盛り込んだ**一般事業主行動計画**（行動計画）を策定・公表し、**取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した場合**に助成金を支給しています。

支給申請は**三重労働局雇用環境・均等室**に行ってください。

- ・ **中小企業事業主**：常時雇用する労働者が**300人以下の事業主**
- ・ **行動計画の期間**：2～5年

数値目標・取組目標は支給要領に定めるものであることが必要です。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000617447.pdf>

## \* 女性活躍推進の取組及び助成金申請の流れ

(1) 女性社員の活躍の状況把握を行い、女性の活躍に向けた課題を分析

(2) 課題解決に相応しい数値目標とその達成に向けた取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表・策定届の届出と女性活躍の状況の公表（公表は、「女性の活躍推進企業データベース」★）

(3) 取組目標の実施

(4) 取組目標を実施した結果、3年以内に数値目標を達成し、達成状況を公表（公表先は(2)と同じ）  
⇒ **助成金の支給**（定額）

★女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

## 支給対象となる目標・助成額

### ◎ 目標の区分

- ・ 女性の積極採用に関する目標
- ・ 女性の積極登用・評価・昇進に関する目標
- ・ 女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- ・ 多様なキャリアコースに関する目標

### ◇ 助成額

47.5万円<60万円>

※ <> は生産性要件を満たした場合に支給

助成は1企業1回限り

これまで本助成金を受給した企業は対象となりません

他の助成金との併給調整が行われる場合があります

要件を満たせば経過措置が適用になる場合があります



## お問い合わせ先



### 三重労働局雇用環境・均等室

住所：三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階

TEL：059-226-2318（女性活躍推進法担当）

059-261-2978（助成金担当）

三重労働局HP：<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>